令和８年９月２９日

〒４６５－００２５
名古屋市名東区上社５丁目１３０６番地
有限会社ティップス・インターナショナル　御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長　荻原典子
（連絡先）〒４６１－０００１
名古屋市東区泉一丁目７－３４　荘苑泉３Ｃ
事務局長　伊藤英樹
(TEL 052-734-8107 FAX 052-734-8108)

差止請求書

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成２２年４月１４日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法１３条の内閣総理大臣の認可を受けている特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）です。

今般、貴社が使用している「スクール規約」（以下「規約」といいます。）につき、消費者保護の観点から検討をさせていただきました結果、消費者契約法の規定に抵触する条項を確認いたしました。

そこで、当団体は、貴社に対して、消費者契約法４１条１項の請求として、本差止請求書を送付します。

本差止請求書が通常到達すべき時から１週間を経過した後には、当団体は、貴社に対して、消費者契約法が定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求書に対する貴社の対応につき、本差止請求書到達後１週間以内に、上記連絡先に宛てて、書面にてご回答ください。

第１　請求の要旨

１　当団体は、貴社に対して、「盗難等の責任は負いかねます」との契約を締結しないことを求めます。

２　当団体は、貴社に対して、「施設内におけるケガ・事故に関しては、共済制度の範囲内での補償となりますので、それ以上の補償と責任は負いかねます」との契約を締結しないことを求めます。

３　当団体は、貴社に対して、「お支払い頂いた受講料は、ご返金できません」との契約を締結しないことを求めます。

第２　紛争の要点

１　請求の要旨１・２（免責条項）について

（１）消費者契約法８条１項

消費者契約法８条１項は、以下のとおり規定して、事業者の債務不履行ないし不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項につき無効と規定するとともに（同条項１号・３号）、事業者の債務不履行ないし不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項を無効と規定しています（同条項２号・４号）。

一　事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する条項

二　事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者にその責任の限度を決定する権限を付与する条項

三　消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する条項

四　消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者にその責任の限度を決定する権限を付与する条項

（２）規約中、●施設利用について　第３・４段落は、「盗難等の責任は負いかねます」と規定し、●レッスンについて　第３段落は、「施設内におけるケガ・事故に関しては、共済制度の範囲内での補償となりますので、それ以上の補償と責任は負いかねます」と規定しています。

ア　前者は、民法上、消費者の貴社に対する債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権が発生する場合であっても、これを行使することを一切認めない趣旨と解されるため、消費者契約法８条１項１号・３号に反します。

イ　後者については、貴社の消費者に対する損害賠償責任について、貴社に故意又は重過失がある場合に、一部責任を免れることを可能とする内容となっているため、消費者契約法８条１項２号・４号に反します。

（３）そこで、当団体は、貴社に対して、上記免責条項を含むスクール契約を締結しないことを求めます。

２　請求の要旨３（受講料不返還条項）について

（1）消費者契約法９条１項１号

ア　消費者契約法９条１項１号は、以下のとおり、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効等を規定しています。

一　当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの　当該超える部分

規約中、●受講料について　第７段落は、「お支払い頂いた受講料は、ご返金できません」と規定しています。

貴社は、新規入会の方につき、入会金、年会費、受講料２期分について全納制を採用し、かつ、受講料の不返還条項を置いているため、これは、実質的には、中途解約における違約金を定めた条項と評価できます。

貴社は、消費者に対し、消費者の解除の時期や、解除の事由等を問わず、一切の費用の返金をしないとしていますので、消費者契約法９条１項１号により、平均的な損害の額を超えて消費者に負担させることとなる部分は無効というべきです。

（2）消費者契約法１０条後段

ア　消費者契約法１０条後段は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする旨を規定しています。

イ　法定の無効、取消し（錯誤、消費者契約法４条等）、解除（債務不履行解除等）の事由があった場合、事業者は、原則として、当該消費者に対し、受け取った受講料等を返金する必要があります（民法１２１条の２、同５４５条、同７０３条）。

しかし、貴社規約の受講料不返還条項によれば、上記事由があっても事業者たる貴社は、受講料を一切返金しないことになるため、上記民法の規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限するものであり、その制限に正当な理由が認められない場合、信義則に反し、消費者契約法第１０条後段により無効となります。

（3）そこで、当団体は、貴社に対して、授業料不返還条項を含むスクール契約を締結しないことを求めます。

第３　訴えを提起する予定の裁判所

名古屋地方裁判所

差出人　　〒461-0001
愛知県名古屋市東区泉一丁目７番３４号荘苑泉３Ｃ
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長　荻原　典子

受取人　　〒465-0025
愛知県名古屋市名東区上社５丁目１３０６番地
有限会社ティップス・インターナショナル御中

郵便認証司
8. 9.29

この郵便物は令和　８年　９月２９日
第13286078013号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G0244564900100000 号

東京
8. 9.29
8-12